

日時：令和4年6月30日（木）午後6時30分～

場所：二子地区交流センター

## ■提案課題

キオクシア進出に伴う北上市の対応について

### ➤市からの回答

#### 1 北工業団地の今後10年の拡張及び整備計画について（商工部）

- ・北工業団地の拡張及び整備計画についてであります。キオクシア関連企業の入居を想定し、成田地区で約16.5ヘクタールの工業団地の拡張と工業団地周辺の道路環境整備を進めております。（詳細については、掲示する図のとおり。）
- ・キオクシアが生産するNAND型フラッシュメモリは、スマートフォンやデータセンター向け等で需要が順調に伸びているため、令和4年4月に新棟建設に着工しており、関連企業の立地も進んでいますので、村崎野地区に北部産業業務団地の整備に着手しています。今後も企業動向に合わせた団地整備を進めていきたいと考えています。

#### 2 北工業団地企業増加の影響

##### ○周辺人口増加について（農林部）

##### 【二子地区の農業振興地域農用地区域からの除外について】

- ・二子地域については、平成8～17年に県営圃場整備事業により約200haの区画整理が行われるなど各種土地改良事業が実施されており、現在約414haが農用地区域となっています。
- ・このほかに農用地区域外の土地が約56haあります。
- ・これまでどおり住宅建設等の目的で農用地区域内の土地の一部を除外するときは、優良農地を確保し、地域の営農環境等に支障を及ぼさないなどの観点から、法によって定められている以下の5つの要件をすべて満たす必要があります。

（農用地区域外であっても、農地の場合は、農業委員会において農地転用の手続きは必要です。）

(1)

必要性や緊急性が認められ、農用地区域以外の土地において代替する土地がないこと、かつ必要と認められる規模であること。

(2)	農用地の集団性が損なわれることにより高性能機械による営農や効果的な病虫害防除などに支障が出る等のおそれがないこと。
(3)	経営規模の大幅な縮小により農業経営改善計画の達成が困難になる等、農業経営者の安定的な営農に支障を及ぼさないこと。
(4)	農業用用水路等の破損や汚濁水の流入等が生じる等、土地改良施設の機能に支障を及ぼさないこと。
(5)	土地改良事業実施中、又は工事完了公告後8年未満ではないこと。

○交通量増加に伴う周辺道路環境（都市整備部）

航空写真「北上工業団地周辺の整備状況について」にて回答

○交通量増加に伴う周辺道路の環境について（まちづくり部）

- ・交通量増加に伴う交通安全の確保についてですが、周辺道路の交通状況を今後も注視していくとともに、地域や関係機関とも連携を図りながら必要な対策を講じてまいります。

○防犯等の治安関係について（まちづくり部）

- ・市内における犯罪件数は年々減少しており、二子地区においても同様となっています。これは、防犯隊の活動や市民の防犯意識の高まりなどによる成果と捉えていることから、今後もこれらの活動を継続していくとともに、さらなる防犯意識の高揚を図ってまいります。

○自然環境への影響について（生活環境部）

- ・事業活動に伴う環境保全上の支障を未然に防止するため、環境負荷が大きい施設を有している事業所に対し環境保全協定の締結を申し入れ、協議がまとまった事業所と協定締結をしています。ボイラーなどからの排出ガス量の合計が1時間当たり40,000立方メートル以上となる事業所や、健康や生活環境に影響がある物質を排出する施設を有し水路などへの排出量が1日当たり50立方メートル以上となる事業所などが申し入れを行う対象となっています。環境保全協定では、事業所の設備に応じ、大気や水路などへの排出基準を定め、自主測定の実施及び報告を求めています。また、当市でも測定を行うことで監視を行っています。

- ・北工業団地については、現在30社中13社が協定締結申し入れの対象事業所であり、その全ての事業所と協定締結を行っています。測定結果に基準超過があった場合は、設備の点検・改修等の対策を行うなど、各事業所には協定に基づいた適切な対応をしていただいています。
- ・今後も、新たに立地した事業所に対して、施設に関する届出などから環境保全協定締結の必要性を判断し、申し入れていくこととします。